

近隣市の救護所状況

	【確認事項】	①船橋市（保健所 保健総務課災害医療対策係）	②浦安市（健康増進課感染症対策室）	③松戸市（健康福祉政策課）	④八千代市（健康福祉課 地域医療班）
	形態	【病院前救護所のみ実施】	【混在型・学校2か所と病院4か所】 第一段階として急病診療所で開設、その後の状況に応じて第2段階の開設	【発災直後病院前、その後学校救護所へ移行】	【まず病院前立ち上げ、状況に応じ公的施設の設置検討】
	備考			・場所が経時的に変化させたことの詳細 →発災後72時間（3日間）は傷病者発生ピークとなるため、「命を救う」ことを主軸に活動、その後は地域医療へ移行するため生活に近い学校前救護所に設置。	・2次救護所の開設する場面の想定はどのような場面か →当初の病院前救護所が被災等により開設できず、代替えとして開設することを想定。
1	病院前救護所に至った経緯	旧体制は120か所の避難所に救護所を設置。そこに従事する医師会員は300名のため、マンパワーが厳しく、体制を変えなければならないことを医師会理事より指摘された。 加えて国が示した「災害医療等のあり方検討会」を踏まえ、病院前救護所への変更に至る。		・以前は学校前へ救護所を設置していた。H26年以降に医師会長より、災害時傷病者は病院へ殺到し、病院の機能維持が課題となるため、病院前に救護所を設置しトリアージする必要性が指摘され、変更する形となった。	
2	病院前救護所設置についての現在の課題	・年1回1会場ごとに病院前救護所を実施。	・急病診療所・学校前応急救護所については重症者の搬送が大きな課題。今後は急病診療所・学校施設等は削除し病院前救護所に絞っていく方向・議論中。他市（市川市・江戸川区）も病院前救護所の変更の流れがある。また組長より「救護所は減らしてはならない」との意向が示され、現4病院以外の確保も課題。 ・議論は進んでいない状況にあるが、資器材の購入など準備を行っている。 ・応急救護所の役割として、①トリアージ②軽症者処置があるが、公的施設であると重症者の搬送が課題となる。	・市の支援はなくとも、災害拠点病院等は自ら訓練を実施している。一方で、「病院前救護所に指定されているか何をしていいかわからない」病院も存在している。次年度、市が企画し病院前救護所を実施予定。	・利点（搬送等）を踏まえ病院前救護所としたが、現在2つの医療機関（診療所、主は外来）より、辞退の申し出を受けている。そのため今後2か所は公共施設での施設の開設へと見直しを行う予定。 ※辞退医療機関の申し出としては、災害時病院へ駆けつけられず、救護所設置に混乱をきたすことが想定されるためとしている。
3	各病院・医師会との協定書の有無	・市と各9病院と協定を結んだ。	・病院と協定を結んだ。（協定書に資器材の保管、応急救護所の設置についての協力等）	・医師会との協定書もない。マニュアルにて各機関の役割を記載。	・医師会との協定書のみ ・医薬品の循環については7病院と覚書を作成
救護所運営にあたっての詳細					
	①災害備品置き場の確保・備品管理	・市が各病院へ救護所運営に必要な物品を設置。保健所が行う年1回の病院巡回の際に点検。（実際はコロナ禍で定期点検は難しかった） ・備品整備に9病院で2000万程度使用（3～6mテント1張り、夜間投光器、発電機、マリーベツト2台…ストレッチャー担架用）	・各病院に資器材を設置。市の備品となるため市職員が管理。	・応急救護所に関する備品等は病院の自前。一部病院よりテナントの要望があるため購入を検討。次年度トリアージタグを購入する予定	・病院の自前のものを使用。病院管理
4	②医薬品・衛生品の備蓄と管理	・病院が応急救護所分をストック管理。 ・医薬品は補助金制度（HP掲載済・「地方創生応援税制」）を使い病院が必要分を確保した。 ・病院のロスが発生しない範囲で、各病院の必要量（応急救護所分）を決定。保険診療分は自院負担。 ・担当者としては、応急救護所は軽症者対応のため、極論医薬品がなければ可能な範囲で対応するしかないと考えている。	・市が管理、有事の際各会場へ持参する ・現在、応急救護所設置時、病院前・学校等に関わらず、市が管理準備している医薬品等を持参する。毎年破棄医薬品が生じているため、病院前救護所へ整える際、医薬品は八千代市式の循環型への変更を考えている。	・病院の持ち出し	・初年度必要量を市が負担し、その後は循環型で病院が管理。
	③病院前救護所の早期設置 ・設置初期時の救護所への人員協力 ・病院前救護所に従事するスタッフについて	・参集メンバーが集まるまで初動（設置・運営）は病院へ依頼。参集後は関係団体で実施。	・基本的には、市・医師会等で設置運営。	・病院職員も病院前救護所の従事者として位置づけ	・応急救護マニュアル内に7病院の役割の詳細を明記。（早期設置等）
5	応急救護所配置根拠：人口数、マンパワー等	・H30年度10月 第4回船橋市地域災害医療対策会議資料より、応急救護所数と人口・面積比を提示。 ・人口/医療救護所数：70,620人 ・面積/医療救護所数：9.5km ²	H13年に応急救護所は7か所に決定したが根拠は示されておらず。市全体のバランスより決定したと認識。	配置根拠の明確なものは残っておらず。 学校前救護所は17か所であるが、各救護所に担当診療所（2か所）・班長を決めている。（医師が市内外の考慮しておらず。）マンパワーは妥当。	・市内に7つのコミュニティがあるため、7か所配置。マンパワーは問題ない配置